

【市長記者会見資料】
平成29年9月20日
健康福祉部福祉推進室
障害福祉課（担当：中田）
直通：559-5071 内線：2520

三田市手話施策推進方針の策定について

三田市みんなの手話言語条例（以下「条例」という。）第6条に規定する施策の推進方針を別紙のとおり定めたので、公表します。

1 施策の推進方針

市は、施策の推進方針として下記の事項を定め（条例第6条第3項）、公表します（条例第6条第4項）。

聴覚障害者の理解促進に関する事項

手話に対する理解及び普及に関する事項

手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

三田市手話施策推進方針

言語である手話や聴覚障害者への理解を広げ、すべての市民の意思疎通と情報取得を保障することで、安全で安心して暮らすことができるとともに、お互いを尊重し、分かり合い、共に生きる社会の実現をめざし、三田市みんなの手話言語条例（平成28年三田市条例第57号）第6条に規定する推進方針を下記のとおり定めます。

1 聴覚障害者の理解促進に関する事項

ろう者、中途失聴者や難聴者など、聴覚障害者の聞こえの程度や意思疎通の方法はさまざまです。その障害特性や意思疎通の方法を理解することで、聴覚障害者が地域で自分らしく生活できる環境づくりを行います。

2 手話に対する理解及び普及に関する事項

言語である手話は、聴覚障害者だけのものではなく、市民に必要なコミュニケーション方法の一つです。手話への理解を促進するため、三田聴覚障害者協会や手話サークル等関係団体と連携し、手話に親しみ、ふれあい、学ぶ機会を提供します。

3 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

市が発信している音声による行政情報等や、市民が参加する市主催の会議等において、手話を使う市民への情報提供を保障するとともに、手話を使いやすい環境づくりに努めます。

4 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項

聴覚障害者が自立した日常生活を営み、または社会参加をするうえで、重要な役割を担っている手話通訳者と要約筆記者について、人材の育成と確保に努めるとともに、意思疎通支援事業の充実に努めます。

5 その他の事項

市長は、1から4までに定めるもののほか、手話に関する必要な施策を推進するものとします。

手話施策推進にかかる具体例

1 聴覚障害者の理解促進に関する事項

- ア . 市民を対象とした広報や講座の活用に加え、普及啓発パンフレットを作成し、聴覚障害者の特性及び手話への理解を促進します。
- イ . 各市立小・中学校での福祉に関する学習活動（福祉教育）等で体験学習等を行うことにより、聴覚障害者についての理解促進を図ります。

2 手話に対する理解及び普及に関する事項

- ア . 手話で会話ができる市民を養成する手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催します。
- イ . 三田市内に在住・在学している小・中・高校生を対象に、手話教室を開催する等、様々な機会を通じて理解促進を図ります。
- ウ . 聴覚障害者の生活や意思疎通の方法を知る機会として、事業者への手話教室を実施します。
- エ . 会議等の冒頭に手話であいさつをするなど、市職員が率先して使うことで手話への理解促進を図ります。

3 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

- ア . 市主催のイベント、会議等への手話通訳者と要約筆記者の派遣を推進するため、各課への周知と徹底を図ります。
- イ . 音声により提供されている市の行政情報等について、関係各課と連携し、手話や字幕による情報提供を推進します。
- ウ . 市役所等で手話の使いやすい環境づくりを進めるため、市職員への手話研修を実施します。

4 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項

- ア . 新たな手話通訳者、要約筆記者の育成のため、養成講座の充実を図ります。
- イ . 手話通訳者や要約筆記者の研修を充実することで、更なる技術の向上を図ります。
- ウ . 手話通訳者や要約筆記者が活動しやすい環境づくりに努めます。
- エ . 中途失聴者や難聴者とその家族を対象として、コミュニケーション方法を学ぶ講座を行います。

平成 29 年度 実施事業について

1. 聴覚障害者の理解促進

(1) 普及啓発パンフレットの作成

手話が言語であることや、聴覚障害者への理解等についての啓発パンフレット（2,000部）やクリアファイル（200部）を作成した。

[配布先]

市制記念式典の参加者、三田市商工会員、三田市企業同和教育推進協議会員など

(2) 福祉教育担当者研修

三田市立小中学校の福祉教育担当者への研修会を10月10日に実施予定。

2. 手話に対する理解及び普及

(1) 手話奉仕員養成講座（定員 25 人）

入門：5月13日～10月7日 申込者数 41人

基礎：10月14日～平成30年3月24日

(2) 手話教室の実施

市内の小・中・高校生が、聴覚障害者の暮らしやコミュニケーション方法を学び、手話に触れ、手話について知る機会とする。



① 小学生手話教室（2 講座実施 各回とも定員 24 人）

- ・7月1日、8、15日開催 三田市総合福祉保健センター 申込者数 33人
- ・7月26日、8月2、9日開催 ウッディタウン市民センター 申込者数 55人

② 中学生・高校生手話教室（定員 24 人）

7月26日、8月2日、10日開催 フラワータウン市民センター 申込者数 14人

[講座内容]

聴覚障害について（聞こえないとは？・暮らしの中で困ること）

手話の実践（あいさつ・自己紹介・聞こえない人との交流）

[講師] 講師 2人（8月10日のみ3人）、設置手話通訳者

(3) 事業者向け手話研修

10月1日（日）に近畿ろうあ者大会が三田市総合文化センター郷の音ホールで開催されることに伴い、近畿各地から訪れる聴覚障害者が少しでも円滑にコミュニケーションがとれるよう、事業者への手話教室を実施した。



決まった日時・会場で開催する「スクール型」と、事業者が指定する会場に講師が出向く「デリバリー型」の手話教室を開催した。

① スクール型手話教室（定員 30 人）

- ・ 8月24日開催 三田市役所本庁舎 参加者数 12人
- ・ 8月29日開催 三田市役所2号庁舎 参加者数 6人
- ・ 9月11日開催 まちづくり協働センター 参加者数 8人

② デリバリー型手話教室

- ・ 8月28日開催 三田わくわく村 参加者数 27人
- ・ 8月29日開催 三田市総合文化センター郷の音ホール 参加者数 6人
- ・ 9月13日開催 キッピーモール内店舗 参加者数 12人
- ・ 10月19日開催予定

[講座内容] 聴覚障害者への配慮、手話の実践

[講師] 講師 1～3人、設置手話通訳者

[受講対象者] 市内の商業施設・飲食店・公共交通機関などの事業者、または

接客に携わる人

(4)「手話であいさつ」(5月から実施)

市民の手話に対する理解を促進するため、市職員が率先して手話を使う。聴覚障害者の出欠にかかわらず、会議等のあいさつを手話と音声で行う。

3. 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり

(1) 市主催事業への手話通訳者や要約筆記者の派遣

「市民に広く参加を呼びかける市主催行事等」について、三田市社会福祉協議会の聴覚障がい者等通訳者独自派遣事業を利用し、原則として手話通訳者と要約筆記者を設置する(ただし、代替手段を設ける場合は、この限りではない)。

(2) 手話や字幕による情報提供の推進

市の行政情報は、音声や動画だけではなく、字幕や手話通訳者の映像を添付するなど、情報提供について配慮する。

(3) 職員研修の実施

聴覚障害者と手話への理解を深め、コミュニケーション方法を学び、接遇力の向上を図る。

① 職員手話研修(全3回)

平成29年度実施予定。

② 特別支援学級指導員・介助員職場研修

平成29年8月3日に条例制定の経緯とその内容、手話実技の研修を行った。

4. 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施

- ・手話通訳者養成講座(手話通訳Ⅰ) 定員15人
9月4日～平成30年3月26日 申込者数10人
- ・兵庫県手話通訳者認定試験(全国統一試験)対策講座 定員10人
10月23日～11月27日
- ・要約筆記者養成講座(パソコン・前期) 定員10人
9月6日～平成30年3月7日 申込者数7人

(2) 手話通訳者・要約筆記者の技術の向上

- ・登録手話通訳者研修会を実施(毎月1回)

兵庫県聴覚障害者情報センターで4回実施される研修を含む。

- ・登録要約筆記者研修会を実施（毎月1回）

(3) (仮) 難聴者とその家族のための手話講座

聴覚障害への理解、手話や筆談等のコミュニケーション方法など、中途失聴者や難聴者とその家族に対しての講座を行う。

平成29年11月から実施予定であり、講師や詳細等については現在調整中。